

# 構造方法等の認定に係る認定書の写しの閲覧について

## お知らせ内容

建築基準法第68条の25第1項の規定による下記の構造方法等の認定のうち、平成22年4月15日以降に国土交通大臣に対して申請を行うものについては、原則として、当該認定書の写しを、構造方法等の認定データベースを通じて、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、建築確認等又は構造計算適合性判定に係る審査を目的として閲覧に供することとしております。

## 閲覧対象となる構造方法等の認定

一	法第二条第七号（耐火構造）	十七	令第一百十二条第一項（特定防火設備）
二	法第二条第七号の二（準耐火構造）	十八	令第一百十二条第十四項第一号及び第二号（防火設備又は特定防火設備）
三	法第二条第八号（防火構造）	十九	令第一百十二条第十六項（防火区画貫通）
四	法第二条第九号（不燃材料）	二十	令第一百三十三条第一項第三号（防火壁）
五	法第二条第九号の二ロ（防火設備）	二十一	令第一百四十四条第五項（防火設備）
六	法第二十二条第一項（屋根飛火）	二十二	令第一百五十五条第一項第三号ロ（煙突）
七	法第二十三条（外壁）	二十三	令第一百五十五条の二第一項第四号（防火壁の設置を要しない建築物）
八	法第三十条（遮音）	二十四	令第二百二十六条の二第二項（防火設備）
九	法第六十三条（飛び火屋根）	二十五	令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロ（主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物※1）
十	法第六十四条（外壁の開口部の防火戸）	二十六	令第二百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)（※1）
十一	令第一条第五号（準不燃材料）	二十七	令第二百二十九条の二の五第一項第七号ハ（区画貫通の管）
十二	令第一条第六号（難燃材料）	二十八	令第二百二十九条の十三の二第三号（特定防火設備）
十三	令第二十条の七第二項から四項まで（シックハウス建材）	二十九	令第三百三十六条の二第一号（防火設備）
十四	令第七十条（柱の防火被覆）	三十	令第三百三十七条の十四第三号ロ（防火設備）
十五	令第九十九条の三第一号（準耐火構造同等）	三十一	令第四百四十五条第一項第二号（特定防火設備）
十六	令第九十九条の三第二号ハ（準耐火構造同等）		

法：建築基準法      令：建築基準法施行令

※認定書の写しの登録リストは、以下のホームページにて閲覧可能です。

URL：